

第3次夕張市障がい者計画
第6期夕張市障がい福祉計画
第2期夕張市障がい児福祉計画

令和3年3月

夕 張 市

第3次夕張市障がい者計画
第6期夕張市障がい福祉計画・第2期夕張市障がい児福祉計画

目 次

第1部 第3次障がい者計画

第1章 第3次夕張市障がい者計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と基本理念	1
2 計画の基本目標	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	4
5 計画の推進	4
6 施策の体系	5

第2部 第3次障がい者計画（分野別計画）

第1章 生活支援	6
第2章 保健・医療	8
第3章 療育・教育	10
第4章 就労支援	13
第5章 社会参加	15
第6章 差別の解消、権利擁護の取組及び虐待の防止	16
第7章 生活環境	18
第8章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	20

第3部 第6期夕張市障がい福祉計画・第2期夕張市障がい児福祉計画

第1章 第6期夕張市障がい者福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨	21
--------------	----

第2章 夕張市における障がい者の状況

1 障害者手帳交付者数	22
-------------	----

2	難病（難病医療費助成制度）	25
3	発達障がい	25
4	高次脳機能障がい	25
5	障がい者数の推移	26

第3章 令和5年度の成果目標

1	福祉施設から地域生活への移行	27
2	地域生活支援拠点等の整備	28
3	福祉施設から一般就労への移行等	28
4	障がい児支援の提供体制の整備等	29
5	相談支援体制の充実・強化等	30
6	障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築	30

第4章 障害福祉サービスの見込みと確保策

1	訪問系サービス	31
2	日中活動系サービス	32
3	居住系サービス	37
4	相談支援	38

第5章 地域生活支援事業の見込みと確保策

1	必須事業	40
2	任意事業	45

第6章 障がい児支援

1	障害児通所支援	46
2	障害児相談支援	49

第7章 障がい福祉計画等の推進体制

1	市民参加と協働の推進	50
2	計画の推進と評価	50

第 1 部

第 3 次夕張市障がい者計画

第1章 夕張市障がい者計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と基本理念

基本理念

「障がいのある人たちが障がいのない人たちと共に、
家庭や地域で安心して生活が送れるまちづくり」

我が国における総合的な障がい者施策推進の基本法であり、この計画の根拠法でもある障害者基本法の第1条には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と法の目的が規定されています。

これを実現するためには、地域社会の中で障がいのある人がありのまま受け入れられるように、社会がつくっている障壁を取り除いていく、すなわち、社会の側が変わっていく必要があります。

本市では「夕張市障害者計画（第1次）」を平成16年に策定。平成27年には「第2次夕張市障がい者計画」として更新し、障がいのある人たちが障がいのない人たちと共に、家庭や地域で「安心して生活が送れるまちづくり」を掲げて、障がい福祉施策を推進してきました。

このたび現行の「第2次夕張市障がい者計画」が令和2年度で期間の満了を迎えることから、今後においてもこの基本理念を引き継ぎ、社会全体が障がいのある人とその障がい特性についての理解を深め、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重して人格を認め、地域で普通の暮らしができるように必要な支援や配慮を行いながら

「安心して生活が送れるまちづくり」を目指し、次期計画として令和3年度から令和8年度までを期間とする。「第3次夕張市障がい者計画」を策定することとします。

2 計画の基本目標

本計画では、次の3点を基本目標として定め、計画を推進します。

地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、入所施設等から地域生活へ移行していくことや地域での生活を継続するためには、身近な地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要です。

相談支援や障害福祉サービスをはじめとするサービス提供体制の充実などを図り、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを促進します。

自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた就労支援などの取り組みを促進します。

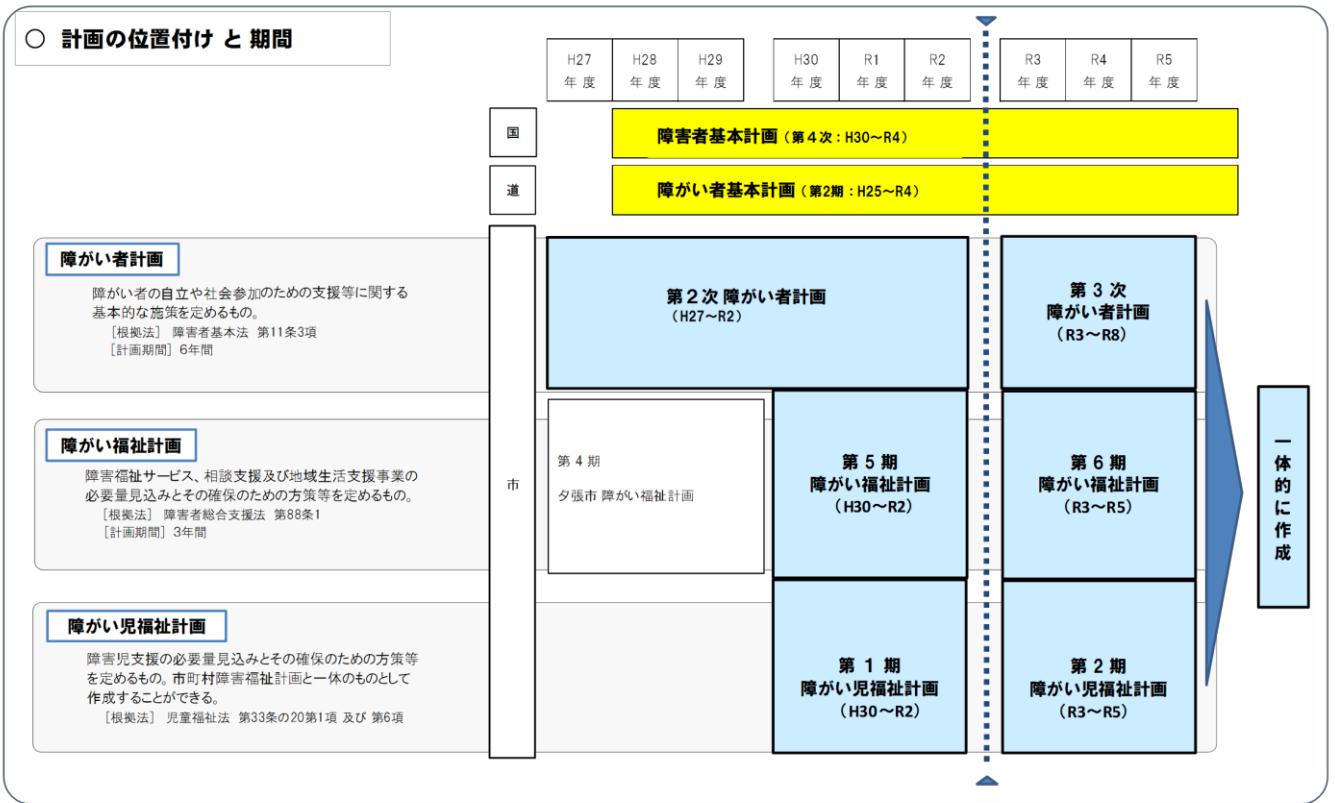
また、地域社会を構成する一員として、地域やコミュニティづくり活動、文化、サークル活動、さらには、障がい当事者による自主的活動など、障がいのある人が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取り組みを促進します。

バリアフリー社会の実現

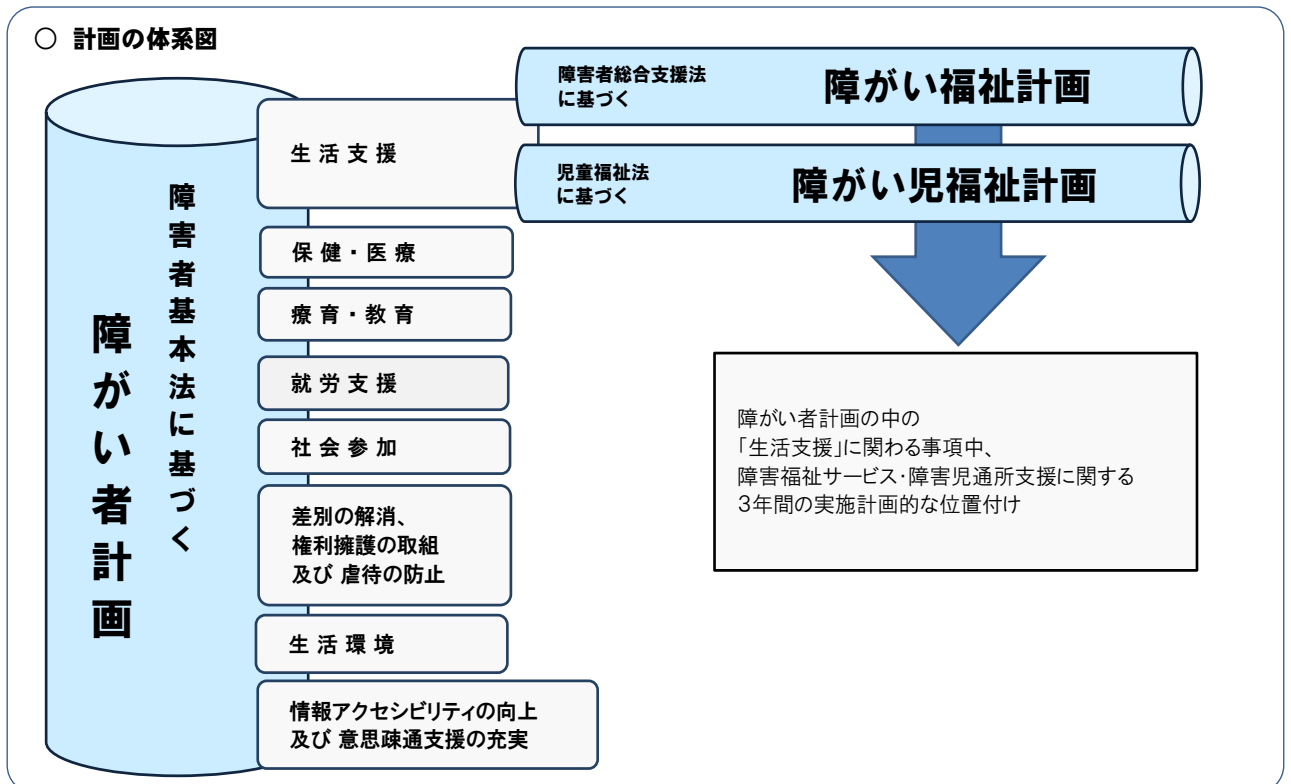
バリアフリー社会の実現をめざし、障がいや障がいのある人への理解を進め、虐待や差別、偏見をなくす心のバリアフリー化、住まい、公共的施設などにおけるユニバーサルデザインの普及や障がい特性に応じた防災体制確保などの環境のバリアフリー化、さらには、障がいのある人の情報利用のバリアフリー化など、本市の地域特性を踏まえた取組を促進します。

3. 計画の位置づけ

夕張市障がい者計画は、市における障がい者のための施策に関する基本的な計画で、国の「障害者基本計画」、「北海道障がい者基本計画」を基本とし、夕張市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、夕張市子ども・子育て支援事業計画等の市の関連計画との整合を図りながら、各部門にまたがる障がいのある人の生活に関わる諸施策を体系づけ、方向性を示します。



また、夕張市障がい福祉計画および夕張市障がい児福祉計画は、夕張市障がい者計画の「生活支援」に関する実施計画として位置づけ、国が定めた基本指針に即して策定します。



4. 計画の期間

第3次夕張市障がい者計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間で、第6期夕張市障がい福祉計画および第2期夕張市障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間で、それぞれ計画期間とします。

5. 計画の推進

「夕張市障がい者計画」に掲げた各施策の取組状況や、「夕張市障がい福祉計画」および「夕張市障がい児福祉計画」に掲げた障害福祉サービスの実績値等については、毎年度、調査や分析等の結果を「夕張市障害者自立支援協議会」に報告し、意見を聴取するとともに、評価を受けるものとします。

具体的な推進体制については、第3部「第6期夕張市障がい福祉計画・第2期夕張市障がい児福祉計画」第7章「障がい福祉計画等の推進体制」にて詳述します。

「障がい」の表記について

本計画では、「障がい」等の「がい」の字の表記について、本計画の策定にあたり、障がいのある方達に対し行った「ニーズ調査」の結果を踏まえ、障害という言葉が前後の文脈から人や人の状態を表す場合は「害」をひらがな表記とします。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく事業等、漢字表記が固有名詞となっているものは漢字表記のままとしています。

このため本計画では、「障がい」と「障害」が混在しています。

6 施策の体系

地域生活支援体制の充実	
分野	施策の方向
生活支援	相談支援体制の充実
	自立支援協議会の活性化
	障害福祉サービスの円滑な提供
	地域生活支援事業の推進
	地域生活支援拠点の整備・充実
	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム
	人材の養成・確保
保健・医療	障がいの原因となる疾病の予防・早期発見
	適切な保健・医療サービスの提供
	精神障がいのある方や難病患者の支援の充実
自立と社会参加の促進	
療育・教育	保育、保健、医療、教育、就労支援等関係機関との連携した支援
	早期発見・早期療育体制の充実
	障がいのある子どもを持つ保護者への支援、相談支援体制の充実
	学校教育の充実
	進路（進学・卒業後）の支援
	医療的ケアを必要とする障がい児への支援
障がい児支援体制の充実	
就労支援	就労相談支援体制の充実
	地域特性を活かした就労機会の確保
	一般就労機会の拡大
社会参加	社会参加の推進
	スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進
バリアフリー社会の実現	
差別の解消、権利擁護の取組および虐待の防止	権利擁護の推進・虐待防止
	成年後見制度の利用促進
	相互理解の促進
	ヘルプマーク・カードの普及
	地域福祉活動・ボランティア活動の推進
生活環境	住みよいまちづくりの推進
	安心・安全に生活できるまちづくり
情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	情報提供の充実
	情報アクセシビリティの向上
	コミュニケーション支援体制の充実

第2部

第3次夕張市障がい者計画

(分野別計画)

第1章 生活支援

《 現状と課題 》

自立意識や在宅志向の高まりにより、地域生活への移行希望者が増加しています。また、障がい者自身や家族の高齢化への対応、親亡き後の不安の解消のため、地域生活の継続支援等の充実を図っていく必要があります。

ニーズ調査によると、今後利用したいサービスについて、「グループホーム」が最も多くなっており、他にも、「外出時の付き添いや介助」、「自立した日常生活や社会生活のための訓練」といった回答も多く、自立に向けたサービス利用の利用希望の割合が高い傾向があります。

また、いずれの障がいも現在の生活で困っていることについては、「自身の持つ障がいや症状に関すること」や「将来の生活に関すること」が多く、個々のケースやライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制が求められるとともに、体制を維持し、適切にサービスを提供するための人材の養成や確保が必要です。

《 基本方針 》

障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々のニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤の一層の充実を図ります。

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関、事業者、ボランティア等の地域の福祉力との連携・協働により、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

《 具体的な施策 》

○ 相談支援体制の充実

障がいのある人が身近な生活の場においてきめ細かな相談が受けられるよう、指定特定相談支援事業所の整備に努め、計画相談支援の利用を推進するとともに、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの機能強化（外部委託含む）について検討する。

また、福祉・保健・教育等の各種専門機関、関係機関とのネットワークである夕張市障害者自立支援協議会を活用するなど、ライフステージで途切れることのない相談支援の継続・調整を図り、障がいのある人の多様な相談に対応できるよう、総合的な相談窓口の充実、相談支援体制の強化を図ります。

○ 自立支援協議会の活性化

情報の共有などを通じて関係機関相互の連携体制を強化し、地域の課題に応じた体制の整備等について協議を行うなど、「障がいのある人たちが障がいのない人たちと共に、家庭や地域で安心して生活が送れるまちづくり」の目的に向け、より実効性のある協議の場として活性化を図ることで、地域のネットワークを構築します。

○ 障害福祉サービスの円滑な提供

地域で暮らし続けるための障害福祉サービスの基盤整備及びサービスの質の向上に努めます。具体的なサービスの見込量及び確保に向けた方策等については、第3部「第6期夕張市障がい福祉計画・第2期夕張市障がい児福祉計画」に定めます。

障がいのある人が地域で暮らす基盤となる住まいの整備については、住宅施策担当部署との連携の下に、空き市営住宅を活用した自立支援のための住宅など、利用ニーズが高い共同生活の場の整備を検討します。

○ 地域生活支援事業の推進

障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて、自らの意思が反映された日常・社会生活を送ることができるよう、「地域活動支援センター」や「日中一時支援」等の日中活動サービスの利用促進に加え、障がいのある人への理解をより深めるための「理解促進研修・啓発」「自発的活動支援」に取り組みます。

○ 地域生活支援拠点の整備

地域で生活する障がいのある人の重度化・高齢化にも対応できるよう、グループホームなどを活用した「居住支援機能」と相談などの「地域支援機能」を持ち合わせた「地域生活支援拠点」について、市役所及び障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、関係団体等の様々な各種支援機関が役割を分担する面的整備という取り組みにより、地域における包括的な支援体制を構築し、各々の支援機関が持てる機能を活かし、その機能の充実に取り組みます。

○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取組の推進が重要と考え、障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、発達障害・高次脳機能障害を含む精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとして、保健、医療及び福祉関係者が連携し夕張市自立支援協議会個別支援部会等の場において協議していきます。

○ 人材の養成・確保

障がいのある方が地域で暮らし続けるための支援体制を維持し、適切なサービスを提供するため、「夕張市資格取得支援事業補助金」の活用や、移住・定住策を通じての人材確保、「福祉をつうじた地域づくり」への参加による人材育成など、「介護・福祉人材不足」は「地域の課題」であるという認識のもと、サービス提供の担い手となる介護・福祉人材の養成・確保に努めます。

第2章 保健・医療

《 現状と課題 》

急速な高齢化の進展に伴い、疾病全体に占める、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加する中、誰もが健康で質の高い生活を送ることができるよう、生活習慣の見直しや疾病の発症・重症化の「予防」に重点を置いた対策の推進が必要です。障がいのある人が高齢になっても身近な地域で安心して、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう、提供体制の充実を図るとともに、早期発見・早期治療などの健康を保持増進する施策に取り組む必要があります。

ニーズ調査では、「専門的な治療をする病院が近くにない」「通院費（病院までの移動が困難である）」の割合が高くなっており、身近な地域で安心して適切な医療を受けることができるように、医療体制の充実が求められています。

また、精神障がいのある人や難病患者とその家族に対し、必要な支援を行うことによる地域生活への移行の促進と、特性に応じた福祉サービスの提供が必要です。

《 基本方針 》

心と体の健康づくりや健康診査等に関する普及・啓発を行い、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見を図るとともに、障がいのある人に対する保健・医療サービスの充実を図り、地域生活を支援します。

また、障がいのある人の高齢化に対応するため、保健・医療・福祉・介護分野が連携の下、利用しやすいサービス提供体制を確保します。

《 具体的な施策 》

○ 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期治療のため、40歳～74歳の国民健康保険被保険者に対する特定健診や、75歳以上の後期高齢者に対する後期高齢者健診などの健康診査、各種検診を実施します。

また、妊産婦や生後4ヶ月までの子どもがいるすべての家庭に、保健師が訪問して行う保健指導や乳幼児健康診査により、身体の機能に障がいのある児童や機能障がいを招来する児童を早期に発見し、その状況に応じて、療育の指導等の必要な支援につなげるなど、適切な福祉の措置に努めます。

○ 適切な保健・医療サービスの提供

心身に障がいがある人がいつでも安心して、適切な医療・リハビリテーションが受けられるよう、近隣市町とも協力し、医療の充実を図ります。

また、障がいのある人の高齢化により医療的ケアや介護の必要性が高まっていることから、医療や介護の関係機関との連携を図り、より適切なサービスが受けられる支援体制を強化します。

○ 精神障がいのある方や難病患者の支援の充実

発達障害・高次脳機能障害を含む精神障がいのある人や難病患者とその家族に対して、生活に必要な支援を行うほか、保健部署との連携を図り、心身の病状変化に応じた相談

支援を行うとともに、所管保健所や関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実や、地域移行の取り組みを進めます。

また、精神障がいや難病について、正しい知識の普及・啓発に努め、周囲の理解の促進を図るとともに、医療費助成などの制度の普及や必要な情報の提供を行い、ニーズに応じた障害福祉サービス等の活用を促します。

第3章 療育・教育

《 現状と課題 》

障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立を目指すためには、乳幼児の発育や発達の違いを早期に発見し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を行う必要があります。関係機関が連携して、障がいのある子どもに対して、できるだけ早期に必要な療育と指導訓練を行うことで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

また、障がいのある子どもが必要な支援や適切な療育を受けるためには、親の理解が不可欠であることから、障がいの受け止めや、将来に対する不安を抱えている家族への心理的ケアが必要です。

ニーズ調査では、障がいのある児童・生徒に対し、希望する療育支援について、「学習サポート機関」や「社会的スキルを教えてくれる機関」という声が多くあるところです。

また障がいのある児童・生徒は中学卒業後、高等養護学校等へ進学する場合がありますが、高等学校等卒業後について、障がいのある子どもが生涯にわたって自立し社会参加していくためには、職業的な自立を図ることが重要です。

《 基本方針 》

福祉・保育・保健・医療・教育・就労支援等の関係機関の連携の下、早期発見から早期療育、乳幼児期から学齢期への円滑な移行や、学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進に加え、学校卒業後の支援や医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援の充実など、ライフステージに合わせた支援を、地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図ります。

また、身近な地域での療育、教育、相談指導等支援体制の充実を図ります。

《 具体的な施策 》

○ 保育、保健、医療、教育、就労支援等関係機関と連携した支援

* 早期発見・早期療育体制の充実

乳児・1歳6か月児、3歳児の子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、精神発達等の発育・発達上の課題を早期に発見するとともに、子育てをする親の思いに寄り添い、支援する視点から育児についての助言を含めた適切な支援を行うことで、早期療育へのつなぎや、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

また、ことばの教室では、教育的立場から、発達の遅れや障がいのある子どもや保護者に対し、遊びを通じて、子どもの発達を促し、保護者が子どもとの上手な関わり方を身につけられるような支援を実施します。

* 障がいのある子どもを持つ保護者への支援、相談支援体制の充実

関係機関で構成する「療育推進協議会」「特別支援教育連携協議会」において情報交換を行うなど、緊密な連携を図り、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を促進するとともに、障がいのある子どもや保護者の意向を最大限に尊重した支援を行うため、教育委員会・学校等と合意を形成し就学先を決定する「夕張市教育支援委員会」

の取り組みを充実させます。

また、小・中・高等学校の特別支援教育コーディネーター、保健師、家庭児童相談員、障害児通所支援事業所等との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

* 学校教育の充実

個々の障がい特性に応じた学びができるよう、学校への巡回相談や研修の実施により教育環境や校内支援体制の整備を図ります。特別支援学級においても、「夕張市特別支援教育推進協議会」が実施する宿泊学習や交流学习等の取り組みを充実させ、小学校から中学校へ連続した教育実践となるよう努めます。

さらに、障がいのある子どもとない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指したインクルーシブ教育システム構築に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みづくりを進めていきます。

* 進路・卒業後の支援

福祉、教育、ハローワークなどの関係機関の連携を強化し、高等学校や高等養護学校の卒業後、就労につなげるための在学中からの就労支援や、卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。

* 医療的ケアを必要とする障がい児への支援

医療的ケアが必要な障がいのある子どもについて、自らが選択した地域で生活するための包括的な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めるとともに、在宅で生活する医療的ケア児について、その家庭や家族を支援するための、短期入所や居宅介護などに在宅支援の充実を図ります。

○ 障がい児支援体制の整備

発達の遅れや障がいのある子どもの心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するため、発達の遅れに気づいた段階から、身近な地域において継続的な支援が利用できるよう、「障害児相談支援」や、「障害児通所支援」の基盤整備を進めていきます。

具体的なサービスの見込量及び確保に向けた方策等については、第3部「第6期夕張市障がい福祉計画・第2期夕張市障がい児福祉計画」に定めます。

《 参 考 》

○ 特別支援学級等在籍者数の推移

特別支援学級等在籍児童生徒数の推移をみると、未就学児、小学生、中学生ともに全体の児童生徒数は減少していますが、総体的に支援を必要とする児童生徒の割合は増加傾向にあります。

図表 2.3.1

各年度4月現在

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中学生徒数	119人	110人	107人	100人	101人
うち特別支援学級 在籍数	5人	7人	6人	7人	4人
中学生全生徒 に対する割合	4.2%	6.4%	5.6%	7.0%	4.0%
小学生児童数	217人	216人	199人	204人	197人
うち特別支援学級 在籍数	13人	14人	15人	14人	17人
小学生全児童 に対する割合	6.0%	6.5%	7.8%	6.7%	8.6%
1～5歳児童数	152人	146人	162人	144人	140人
ことばの教室 在籍数	11人	9人	9人	5人	8人
1～5歳全児童 に対する割合	7.2%	6.2%	5.6%	3.5%	5.7%
総児童数	488人	472人	468人	448人	438人
特別支援学級・こと ばの教室在籍総数	29人	30人	30人	26人	29人
総児童数 に対する割合	6.0%	6.4%	6.4%	5.8%	6.6%

第4章 就労支援

《 現状と課題 》

障がいのある人の就労意欲が高まっているなかで、就労を通じた社会参加を実現し、障がいのある人が地域社会で、自立していきいきと暮らせるよう、障がい者雇用対策の一層の充実を図っていく必要があります。障がい者施策の基本理念である、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現のためには、職業を通じた社会参加が重要であり、障がいのある人、一人ひとりがその能力を最大限発揮して働くことができるよう対策を講じる必要があります。

全国的に、障がいのある人の雇用状況は進展してきているものの、障がい程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域で、本人の意欲や障がい特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。

ニーズ調査では、働くうえで必要な条件については、「賃金が妥当であること」「障がいに対する周囲の理解があること」、「就職後も長く仕事を続けられるための支援があること」が多くなっており、また、仕事で困っていることについては、「コミュニケーションが難しい」「人間関係がうまくいかない」「給料・工賃が少ない」といった回答が多く、就業後の定着支援が必要であると考えます。

《 基本方針 》

本人の意欲、適性や能力に応じた就労ができるよう、相談支援や訓練の場の確保など、福祉・雇用・教育等の関係機関が連携し、就労前後における支援の充実を図ります。

障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の定着を図るほか、障がい者雇用への理解を深めるため、事業主や従業員への理解促進や職場環境整備等の制度周知に努めるなど、地元企業等と連携し、福祉的就労への支援を充実させ、工賃水準の向上を目指します。

《 具体的な施策 》

○ 就労相談支援体制の充実

さまざまな問題を抱えている人が、適正や能力に応じた就労ができるよう、地域における就労支援のワンストップ窓口を設置し、障害者・生活困窮者・生活保護受給者の就労（自立）を包括的に支援する体制を整備するとともに、ハローワークや商工会議所などの関係機関と連携し、障がい者等の雇用促進・自立支援に向けた相談支援体制の充実を図ります。

また、特別支援学校等の卒業生が、必要な就労支援が得られ、適切なサービスの選択ができるよう、学校と障害福祉サービス事業者、企業との連携を図ります。

○ 地域特性を活かした就労機会の確保

行政、障害福祉サービス事業所、地元企業、NPO法人などが連携し、障がい者等の就労機会や仕事体験の場の提供、事業者への軽作業等の発注や、農業分野における就労受け入れなど、地域における新たなしごとの開拓・確保に努めます。

○ 福祉的就労の支援

一般企業等での就労が困難な人の就労機会や生産活動の場として、就労系サービスの新規事業者の参入や事業の拡充を促進します。なお、事業者に対して、その質の確保を求めるとともに、障害者差別解消法等の周知を図り、作業環境の改善を促進します。

また、障がい者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを調達する「夕張市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」の普及・啓発に取り組むとともに、地元企業からの業務発注や地域ニーズの掘り起こしなどにより、障がいのある人の働く場と工賃収入の増に努めます。

○ 一般就労機会の拡大

市内事業主に対し、障がいのある人の就職や職場定着のために、障がい並びに障がい者雇用に対する理解促進を図るとともに、国の障がい者等の雇用に関わる助成制度等の周知に努めます。

第5章 社会参加

《 現状と課題 》

障がいのある人が地域の様々な人との交流を通して社会参加することは、地域社会の一員として生きがいを持って暮らしていくことにつながります。

また、スポーツ活動、文化芸術活動、レクリエーション活動等は、だれにとっても生活を豊かにする上で重要な要素です。障がいのある人が一人でも多く希望する活動に参加し、その楽しさを享受できるよう、参加促進のための支援を行う必要があります。活動を通じて障がいのある人とない人が交流し、障がいのある人に対する理解を深めることも重要です。

障がいのある人が改善が必要であると考え、「公共交通の利用のしやすさ」「道路の段差、歩道の障害物」や「障がいへの理解」などの環境を整えることで、社会への参加を促進する必要があります。

《 基本方針 》

障がいのある人やその家族が、地域住民等との交流を通じて相互理解を深めることができるよう支援するほか、障がいのある人のニーズに応じた文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションなどの参加機会の確保に努めます。

《 具体的な施策 》

○ 社会参加の推進

障がいのある人が社会を構成する一員として、社会のあらゆる分野の活動に積極的に参加できるよう、社会参加活動に関する情報の提供や、障がいのある人の自主的な活動等を支援します。

また、社会福祉協議会、障がい福祉関係機関等の協力も得ながら、地域住民と相互理解が深まるよう、日常的な交流の場の確保に努めます。

○ スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

障がい特性に応じた環境整備を含め、障がいのある人たちの文化・スポーツ・レクリエーション活動の参加機会の確保と交流促進に努めます。

また、視覚障がいのある方の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚に障がいのある人の読書環境の整備の推進に努めます。

第6章 差別の解消、権利擁護の取組及び虐待の防止

《 現状と課題 》

国の基本計画に掲げられている、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会や、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現のためには、障がいのある人とその障がい特性についての正しい理解の促進に努め、障がいのある人に対する「心の壁」を取り除くことが必要です。

また、ニーズ調査においても、「障がいへの理解」に関し改善が必要とする意見が多いことから、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人に対して「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について、広く市民の理解を深めるため、周知、普及・啓発の促進が不可欠と考えます。

また、「障害者虐待防止センター」などの相談窓口や「障害者差別解消法」「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」などの認知度が低く、障がいのある人の権利や財産を守るため、制度の周知や利用促進に向けて取り組む必要があります。

《 基本方針 》

障がいのある人の権利擁護、虐待防止等に関する啓発、周知を行うとともに、障がいのある人もない人も、市民の誰もが互いに人格と個性を尊重し支えあう、共生社会の理念の普及を促進します。

地域福祉活動・ボランティア活動の普及・啓発に努めます。

《 具体的な施策 》

○ 権利擁護・虐待防止等の推進

障がいのある人の権利擁護を推進するため、相談窓口の充実や関連事業等の周知・啓発活動を進めるとともに、判断能力が十分ではない障がいのある人が不利益を被ることがないように、成年後見制度利用支援事業を実施し、制度の適切な利用を促進します。

「障害者虐待防止法」の周知・啓発を図るとともに、同法の適切な運用を通して、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。また、障がい者虐待通報等に迅速に対応できるよう、夕張市障害者自立支援協議会や関係機関との連携体制を強化します。

○ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進法が制定され、障がい者や家族の高齢化に伴い、財産管理とともに身上監護の視点からも、今後より一層の利用促進が図られる必要があることから、利用促進法に基づく市の役割について、関係課と協議し、検討を進めていきます。

○ 相互理解の促進

市民が地域と関わりを持ち、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、広報などを用いて、広く地域社会に対して理解促進を図るとともに、地域で企画される各種行事や、学校での交流、ボランティア活動への体験参加など、障がいのある人との交流体験を通じた福祉教育の機会拡大に努めます。

また、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」について、広く市民に周知するなど、障がいのある人とない人が共に生きる社会を実現するための取り組みを進めていきます。

○ ヘルプマーク・カードの普及

ヘルプマークやヘルプカードの普及を推進し、外見から分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要としている方々へ市民理解を深め、市民の思いやりのある行動を促すとともに、障がいへの理解を図ります。

○ 地域福祉活動・ボランティア活動の推進

社会福祉協議会のボランティアセンターと連携を図り、障がいのある人の自立と社会参加を支援するボランティア活動の普及に努めます。

また、町内会、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等の関係団体と協働し、地域住民自らが行う取り組みを支援するなど、地域福祉活動の推進に努めます。

第7章 生活環境

《 現状と課題 》

障がいのある人が、住み慣れた地域の中で安心して日常生活を送り、社会参加を果たしていくためには、暮らしやすい生活環境が整備されることが不可欠であり、公共施設や道路などのバリアフリー化を推進していく必要があります。

これまでも市営住宅新築の際にはバリアフリー化、歩道の整備等を進めてきましたが、ニーズ調査では「道路、公園、緑地、公共建築物などのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進」の満足度が低く、大きな課題となっています。

公共施設や歩道の整備、段差解消などハード面のバリアフリー化は多大な費用を要することから、短期間で実現することは難しい分野ですが、障がいのある人が暮らしやすいまちは、すべての市民が暮らしやすいまち、すなわちユニバーサルデザインのまちであるという認識のもとに、生活環境の整備を進める必要があります。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、災害時の安全対策について関心が高まっており、障がいのある人をはじめ、要支援者の避難支援の取り組みを充実する必要があります。

ニーズ調査では、災害発生時には「ひとりでは避難できないと思う」と思っている人が多いのに対し、「避難行動要支援者支援制度」の認知度が低くなっていることから、障がいのある人が、緊急時に適切な支援が得られるよう、制度の継続的な周知を行うとともに、地域の見守りや支えあいなどを通じて、障がいのある人の孤立を防ぐ環境を作る必要があります。

《 基本方針 》

積雪・寒冷、広域といった本市の地域特性などを踏まえたうえで、障がいのある人もない人も、すべての市民が地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

障がいのある人が地域で安全な生活が送れるよう、関係機関と連携して、災害時における要支援者の避難支援体制の整備を進めるとともに、障がいのある人が地域で孤立しないよう、地域の共助・共生による見守り体制づくりを推進します。

《 具体的な施策 》

○ 住みよいまちづくりの推進

市が新たに公共的施設を整備する際には、建築物や道路のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者、高齢者にとって安全・快適に利用できるユニバーサルデザインの導入を促進します。

○ 防災体制の充実

災害時等の安否確認、避難支援を速やかに行うため、避難行動要支援者（災害時要援護者）登録制度の普及・啓発を行い、登録を推進するとともに、災害時に安全かつ迅速な支援ができるよう福祉関係部局、防災部局と関係機関等の協力体制を強化し、障がいのある人等に配慮した福祉避難所の確保に向けた取り組みを進めます。

また、サービス提供事業者に対して、避難訓練の実施や災害時対策の徹底などの協力を求めています。

○ 地域における見守り活動の推進

民生委員・児童委員、町内会などが主体となつて行う取り組みを促進し、障がい者や高齢者などが地域において共に支えあいながら暮らすことができる環境の整備に努めます。

第8章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

《 現状と課題 》

障がいのある人が地域で自立して生活するためには、さまざまな情報を自ら入手できるよう、視覚や聴覚障がいなどの障がい特性に配慮した方法による情報提供、コミュニケーション支援が求められています。

また、障がいのある人自らが福祉サービスを選択・決定・利用できるように、福祉に関する情報提供の充実が必要です。

《 基本方針 》

障がい特性や、障がいのある人の個々のニーズに対応できるよう、さまざまな媒体を活用した情報提供を進めるため、地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業の充実を図り、情報格差の縮小に努めるとともに、情報伝達手段の充実など情報利用の円滑化を促進し、情報アクセシビリティの向上に取り組みます。

《 具体的な施策 》

○ 情報提供の充実

広報やホームページなどを通して、新しい制度や福祉サービス利用に関する情報提供の充実を図ります。

○ 情報アクセシビリティの向上

障がいのある人が支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、補装具費の支給や日常生活用具の給付など、障がい特性に応じた配慮に努めます。

○ コミュニケーション支援体制の充実

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、手話通訳者派遣等の支援を行うなど、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図ります。

第3部

第6期夕張市障がい福祉計画・
第2期夕張市障がい児福祉計画

第1章 第6期夕張市障がい福祉計画・第2期夕張市障がい児福祉計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

市では、平成16年に「夕張市障害者福祉計画（計画期間：平成17年度から平成26年度まで）」を策定し、障がいのある人たちが障がいのない人たちと共に、家庭や地域で、「安心して生活が送れるまちづくり」を目指して、障がい福祉施策の充実に取り組んできました。

平成18年には従来の障がい福祉施策を大きく転換する「障害者自立支援法（自立支援法）」の施行により、実施主体の市町村への一元化、施設・事業体系の再編、利用者負担の見直しなどが実施され、地域における居住の場、日中活動の場などの生活基盤や支援体制の整備が急務となるとともに、障がいのある人が企業等で働くための支援策が求められました。

その後、平成25年4月に、制度の谷間のない支援や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がい者の定義へ難病等が追加されるなど、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実が図られました。

また、平成23年には「障害者虐待防止法」が成立し、障がいのある人への虐待の防止や養護者に対する支援、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合の通報義務などが規定されたほか、平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、障がい者や家族から「社会的障壁の除去」を求められた場合には、障がい者が他の者と同じように権利や機会をもち、行使ができるような調整を行う「合理的配慮」が公共機関等に義務付けられるなど、地域共生社会の実現に向けた取り組みがより強く求められています。

こうした中、市では、平成18年に障害福祉サービス及び地域生活支援事業等について、3年ごとに各年度に必要な見込量とそれを確保するための方策を定める「第1期夕張市障害福祉計画」を策定、この計画は随時の見直しや計画期間の満了に伴う更新を経て、現在「第5期夕張市障がい福祉計画」として、障がい福祉施策の推進に取り組んでいるところです。

また平成28年の「児童福祉法」の一部改正により、平成30年度から令和2年度を計画期間として策定した「第1期夕張市障がい児福祉計画」と併せ、障がい福祉施策の総合的な展開にあたっています。

冒頭の「第2次夕張市障がい者計画」と同様、「第5期夕張市障がい福祉計画」及び「第1期夕張市障がい児福祉計画」もまた、令和2年度で期間満了を迎えることから、次期計画として、計画期間を令和3年度から令和5年度とする「第6期夕張市障がい福祉計画」、及び「第2期夕張市障がい児福祉計画」を一体的に策定することとします。

第2章 夕張市における障がい者の状況

1 障害者手帳交付者数

(1) 身体障がい

身体障害者手帳交付者数は、令和元年度末現在で、713人となっており、平成27年から令和元年度までの5年間では、146人（約17%）減少しています。

（図表 1.2.1）

障がい別では、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障がい、聴覚・平衡機能障がい、視覚障がい、音声・言語機能障がいの順になっていますが、障がい別の割合はほぼ同じ割合で例年推移しています。（図表 1.2.2）

年齢階層別にみると、令和元年度末現在で、65歳以上が全体の83.8%を占めています。（図表 1.2.3）

図表 1.2.1 身体障害者手帳交付者数の推移（級別）

各年度末現在

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総計
平成27年度	219人	127人	141人	256人	72人	44人	859人
平成28年度	210人	120人	128人	240人	71人	41人	810人
平成29年度	191人	108人	129人	231人	70人	39人	768人
平成30年度	192人	97人	119人	214人	64人	37人	723人
令和元年度	187人	89人	116人	220人	65人	36人	713人

図表 1.2.2 身体障害者手帳交付者数の推移（障がい別）

各年度末現在

	肢体不自由	内部障がい	聴覚平衡機能障がい	視覚障がい	音声言語機能障がい	総計
平成27年度	541人	199人	72人	44人	3人	859人
平成28年度	511人	186人	64人	46人	3人	810人
平成29年度	473人	187人	65人	39人	4人	768人
平成30年度	441人	186人	59人	33人	4人	723人
令和元年度	423人	189人	67人	30人	4人	713人

図表 1.2.3 身体障害者手帳交付者数の推移（年齢階層別）

令和元年度末現在

	肢体 不自由	内部障がい	聴覚平衡 機能障がい	視覚 障がい	音声言語 機能障がい	総計
18歳未満	4人	0人	1人	0人	0人	5人
18～64歳	80人	22人	5人	2人	1人	110人
65歳以上	339人	167人	61人	28人	3人	598人
合計	423人	189人	67人	30人	4人	713人

（2）知的障がい

療育手帳交付者数は、令和元年度末現在で233人になっており、平成27年度から令和元年度までの5年間では、総数としては変わりありません。（図表 1.2.4）

年齢階層別にみると、令和元年度末現在で、18歳以上が全体のおよそ9割を占めています。（図表 1.2.5）

図表 1.2.4 療育手帳交付者数の推移（判定別）

各年度末現在

	A判定	B判定	総数
平成27年度	81人	153人	234人
平成28年度	81人	152人	233人
平成29年度	81人	143人	224人
平成30年度	84人	143人	227人
令和元年度	86人	147人	233人

図表 1.2.5 療育手帳交付者数の状況（年齢階層別）

令和元年度末現在

	A判定	B判定	総数
18歳未満	7人	17人	24人
18歳以上	79人	130人	209人
合計	86人	147人	233人

(3) 精神障がい

精神保健福祉手帳交付者数は、令和元年度末現在で、66人となっており、平成27年度から令和元年度までの5年間で増加しています。

(図表 1.2.6)

図表 1.2.6 精神障害者手帳交付者数の推移 各年度末現在

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
58 人	59 人	69 人	66 人	66 人

(4) 自立支援医療（精神通院）

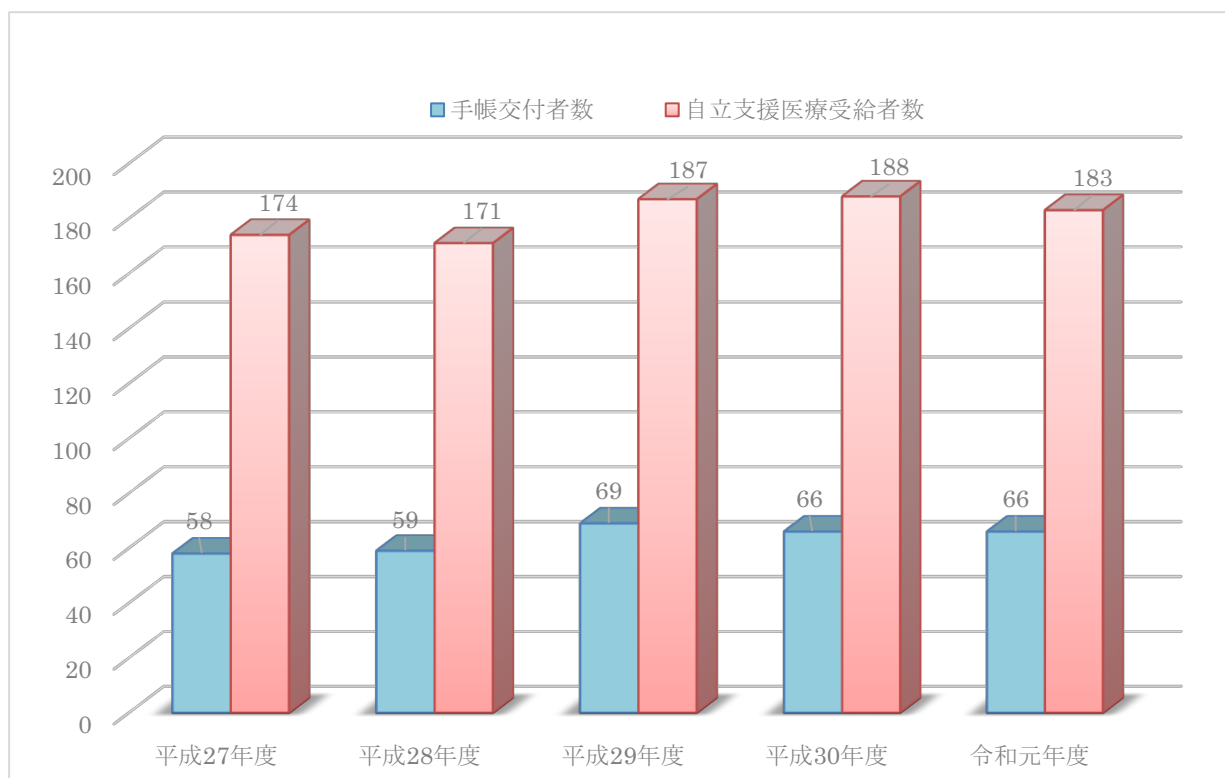
自立支援医療受給者数の推移を見ると、平成27年度から令和元年度までの5年間で見ると、増加傾向にあります。精神保健福祉手帳交付者数と比較すると、手帳の交付を受けていなくとも、精神疾患の医療を受けている人が多いことがうかがえます。

(図表 1.2.8 および 9)

図表 1.2.8 自立支援医療受給者数 各年度末現在

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
174 人	171 人	187 人	188 人	183 人

図表 1.2.9 精神保健福祉手帳交付者と自立支援 医療受給者数の推移



2 難病（難病医療費助成制度）

難病とは、原因不明で治療が極めて困難であり、後遺症を残すおそれが少ないことや、経過が慢性にわたる疾病であり、介助者への経済的・精神的負担が大きく、生活面に長期に支障をきたすことから、特定の疾患に対し、医療費が助成されています。平成27年1月に、新たな難病医療費助成制度となり、令和元年7月現在、指定難病として333疾病が指定されています。このほか、特定疾患治療研究事業として、国及び北海道が指定する9疾病に対し、特定疾患医療受給者証を発行し医療費を助成しています。

また、平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病患者等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。障害者総合支援法における難病等の範囲は、難病医療費助成の対象疾患の範囲とは異なり、令和元年7月現在、361疾患が対象となっています。

図表 1.2.10 特定医療費（指定難病）および特定疾患医療受給者の状況（各年度末現在：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定難病	115人	121人	135人	145人	146人
特定疾患	14人	13人	8人	6人	7人

3 発達障がい

発達障害者支援法において、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発病するものとして政令で定められています。

平成22年の改正により、障害者自立支援法の対象として明確に規定され、平成23年8月の障害者基本法改正により「障害者」の定義において「精神障害（発達障害を含む。）」と規定されました。

発達障がいのある人の正確な人数については有効な把握手段がないのが現状です。

4 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたことにより、言語や記憶などの機能に障がい起きた状態をいいます。

注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。

精神障害者保健手帳の有無に関わらず、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等

の対象となります。

また、高次脳機能障がい、身体障がいが見られないことも多く、外見上では障がい分かりづらいことから「見えにくい障がい」といわれ、周囲の理解が得られていない実態があり、正確な人数を把握する有効な手段がないのが現状です。

5 障がい者数の推移

市が把握している障害者手帳交付者数は、人口の減少に伴い減少しており、令和元年度末現在で1,012人となっています。複数の障害者手帳を併せ持つ人がいるため、合計が単純に障がいのある人の数にはなりません。概ね市民の13.1%の人が何らかの障がいを有していることとなります。(図表 1.2.12)

また平成30年度版障害者白書では「およそ国民の7.4%がなんらかの障がいを有している」との報告されていることから、本市の障がい者率は全国平均のおよそ1.7倍あるという状況がわかります。

図表 1.2.12 障害者手帳所持者数の推移

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	3障がい 手帳 所持者計	総人口	障がい者 率
平成27年度	859人	234人	58人	1,151人	9,025人	12.8%
平成28年度	810人	233人	59人	1,102人	8,648人	12.7%
平成29年度	768人	224人	69人	1,061人	8,212人	12.9%
平成30年度	723人	227人	66人	1,016人	8,049人	12.6%
令和元年度	713人	233人	66人	1,012人	7,744人	13.1%

第3章 令和5年度の成果目標

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、計画の最終年度となる令和5年度に向け、「障がいのある人の地域生活への移行や就労に関する目標値」及び「障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標値」を設定します。

目標値の設定については、国の基本指針で示す目標値とするほか、サービスの利用状況や障がいのある人の意向等、本市の実情を総合的に勘案した上で設定します。

1 福祉施設から地域生活への移行

【国の基本指針】

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

【夕張市における目標値】

項目	数値	考え方
入所者数 (A)	41人	令和元年度末時点の施設入所者数
令和5年度末の施設入所者数 (B)	40人	令和5年度末における施設入所者数の見込み
地域生活移行者目標数 (A×6%)	2人	令和元年度末施設入所者数実績の6%を目標数とする。
令和5年度末の施設入所者目標減少数 (A-B)	1人	令和元年度末施設入所者数実績の1.6%を目標数とする。

【主な取組】

- グループホームの整備促進
- 居宅サービスの質と量の確保
- 日中活動の場等（就労移行支援、就労継続支援、短期入所等）の確保・推進
- 市民、地域の障がいのある人に対する理解の促進

2 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

【夕張市の状況】

項目	設置数	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1件 (面的整備型)	市内の各種支援機関が役割を分担することにより、地域における包括的な支援体制を構築する面的整備型支援拠点として整備済。

【主な取組】

地域生活支援拠点の基礎となる「相談支援体制」の充実に取り組むとともに、夕張市における「地域生活支援拠点のあり方」や拠点の運用について、夕張市障害者自立支援協議会総会などで検討します。

3 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

【夕張市における目標値】

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	1人	令和元年度末時点において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
令和5年度の一般就労移行者数	2人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数の見込み
就労定着支援事業利用者数	一般就労移行者の70%以上	※現在市内に就労定着支援事業所はありません。
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	就労定着率80%以上の就労定着支援事業所数を、全体の70%以上	

【主な取組】

- 就労相談支援体制の充実
- ハローワークや関係機関等との連携強化
- 地域特性を活かした就労機会の確保
- 夕張市障害者自立支援協議会の充実強化
- 市民、地域の障がいのある人に対する理解の促進

4 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ・ 重層的な地域支援体制の構築を目指すため、
 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置することを基本とする。
 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・ 重症心身障害児が身近な地域で支援をうけられるよう、
 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を一か所以上確保することを基本とする。
- ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、
 令和5年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

【夕張市における目標値】

項目	数 値	考え方
児童発達支援センターの整備	1 か所	令和5年度末までに、夕張市又は南空知圏域に少なくとも一つの拠点等の整備を検討
保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	1 か所	令和5年度末までに、夕張市又は南空知圏域でサービスを利用できる体制整備を検討
重症心身障害児を支援する事業所の確保		
児童発達支援事業所	1 か所	既に重症心身障害児を支援している事業所において、継続して支援が出来るよう、必要な支援を行う
放課後等デイサービス	1 か所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 か所	既存の自立支援協議会等を活用し、協議の場とする方式により整備済。 また、令和5年度末までに医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を検討

【主な取組】

- サービス事業者との連携を密にし、円滑なサービス提供の確保に努めます。
- 身近な地域で必要な支援が受けられる体制を確保するため、事業者の参入を促進し、サービス提供体制の確保に努めます。
- 医療的ケア児支援のための協議の場として、既存の「夕張市自立支援協議会」に専門部会を置き、「夕張市療育推進協議会」などの関連協議会等と連携し、協議に取り組みます。

5 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

相談支援体制を充実・強化するため、

- ・令和5年度末までに、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込を設定することを検討する。
- ・令和5年度末までに、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込を設定することを検討する。
- ・令和5年度末までに、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込を設定することを検討する。
- ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込を設定することを検討する。

【主な取組】

- 総合的・専門的な相談支援体制及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に向けた検討を重ねていきます。
- 相談支援事業者との連携を密にし、相談支援体制の充実に努めます。
- 地域ケア会議など、各種支援会議の積極的な運用により、相談機関連携の強化を図ります。

6 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、

令和5年度末までに、市町村職員は都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込を設定する。

【主な取組】

- 障害者総合支援法の具体的内容を理解し、また専門性を向上させ、必要且つ的確な障害福祉サービスを提供していけるよう、市役所の担当職員は国及び北海道等が実施する各種関係研修に積極的に参加するよう努めます。
- 特に、新規採用や異動により障がい福祉に関する経験のない職員については、配属した年度内に障がい福祉分野の基礎的な知識を習得する研修の受講を行っていきます。

第4章 障害福祉サービスの見込みと確保策

1 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がいのある人に居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため、行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする人に、居宅において入浴、食事等の介護や調理、掃除等の家事及び相談、助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービス
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする障がいのある人について、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行うサービス
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がいのある人で、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態並びに知的障がい又は精神障がいにより行動に著しい困難があるものに、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービス

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績、現在の利用者数を踏まえるとともに、地域への移行を進める上で、サービスの必要性は高まると考えられることから、「居宅介護」令和3年度以降における1か月の利用人数と利用時間は、増加するものとして見込みます。

また、「重度訪問介護」はその利用実績規模から令和2年度の数量での継続を見込み、「重度障害者等包括支援」については、これまでの利用実績等を踏まえ、本計画期間中の利用はないと見込みます。

「同行援護」「行動援護」は、新型コロナウイルスによる社会全体における外出の消極化傾向及びその回復には相応の期間がかかるものと予測し、令和2年度の数量で見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用人数(人/月)	4	4	5	6	7	8
	利用時間(時間/月)	20	16	15	18	21	24
重度訪問 介護	利用人数(人/月)	0	0	1	1	1	1
	利用時間(時間/月)	0	0	2	2	2	2
同行援護	利用人数(人/月)	0	1	1	1	1	1
	利用時間(時間/月)	0	2	2	2	2	2
行動援護	利用人数(人/月)	0	1	1	1	1	1
	利用時間(時間/月)	0	2	2	2	2	2
重度障害者 等包括支援	利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0	0

【訪問系サービス：見込量確保のための方策】

- 広く障害福祉制度の周知を行うなど障害福祉サービス等の利用促進に努めます。
- サービス事業者との連携を密にし、円滑なサービス提供の確保に努めます。
- 身近な地域で必要な支援が受けられる体制を確保するため、事業者の参入を促進し、サービス提供体制の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

サービス名	内容
生活介護	障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障がいのある人について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービスです。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績や現在の利用者数、利用者の高齢化が進む状況などを踏まえ、令和3年度以降における1か月の利用人数と利用時間は、増加するものとして見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	利用人数(人/月)	51	50	53	56	60	63
	利用日数(人日/月)	979	977	1,060	1,232	1,320	1,386

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービス名	内容
自立訓練 【機能訓練】	身体障がいのある人や難病のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション等の必要な支援を行うサービスです。 標準利用期間は1年6か月（頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間）です。
自立訓練 【生活訓練】	知的障がいのある人や精神障がいのある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等の日常生活に必要な訓練その他の必要な支援を行うサービスです。 標準利用期間が2年間（長期入院又はこれに類する事由のある場合は3年間）です。

【サービス見込量の考え方】

機能訓練についてはこれまでの利用実績や現在の利用者数等を踏まえ、本計画期間中の新たな利用はないものとして見込みます。

生活訓練についてはこれまで利用実績もなく、現在市内に提供事業所はありませんが、少なからずニーズ意向もあり、今後、市外での利用も起こりうるものと想定し、一定数を見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立訓練 (機能訓練)	利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用日数(人日/月)	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用人数(人/月)	0	0	0	1	1	1
	利用日数(人日/月)	0	0	0	22	22	22

(3) 宿泊型自立訓練

サービス名	内容
宿泊型 自立訓練	知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行うサービスです。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績や現在の利用者数を踏まえ、令和2年度の現利用者分の数量で見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
宿泊型 自立訓練	利用人数(人/月)	0	1	1	1	0	0

(4) 就労移行支援

サービス名	内容
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。 標準利用期間は2年間（資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間）です。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績や現在の利用者数から、横ばいで推移するものとして見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就労移行支援	利用人数（人/月）	6	4	6	6	6	6
	利用日数（人日/月）	66	45	102	102	102	102

(5) 就労継続支援A型

サービス名	内容
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績や現在の利用者数、就労に関するニーズ意向から、令和3年度以降における1か月の利用人数と利用時間は、増加するものとして見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就労継続支援A型	利用人数（人/月）	29	32	30	31	31	32
	利用日数（人日/月）	504	560	660	683	683	704

(6) 就労継続支援B型

サービス名	内容
就労継続支援B型	障がいのある人のうち、年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難な人、就労移行支援によっても通常の事業所に就労できなかった人等に、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績や現在の利用者数を踏まえるとともに、親の高齢化に伴い「社会的に孤立」した状態にあった方々（いわゆる「8050問題」）が増えてくると予測される状況から、令和3年度以降における1か月の利用人数と利用時間は、増加していくものとして見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就労継続支援B型	利用人数(人/月)	59	56	60	64	69	74
	利用日数(人日/月)	1,072	1,056	1,320	1,408	1,518	1,628

(7) 就労定着支援

サービス名	内容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に、一定期間、本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績や現在の利用者数に、成果目標における令和5年度の一般就労移行者目標数2人を加えた数を見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就労定着支援	利用人数(人/月)	1	1	1	1	1	3

(8) 療養介護

サービス名	内容
療養介護	医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等のサービスです。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績や現在の利用者数等を踏まえ、今後も横ばいで推移するものとして見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
療養介護	利用人数(人/月)	18	17	17	17	17	17

(9) 短期入所（医療型・福祉型）

サービス名	内容
短期入所 〔医療型・福祉型〕	居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が施設等に短期間入所し、入浴、排せつおよび食事の介護等を受けるサービスです。 病院、診療所、介護老人保護施設において実施するものを医療型、障害者支援施設等において実施するものを福祉型と分類します。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績や現在の利用者数、利用相談状況等を踏まえ、医療型短期入所は、本計画期間中の利用はないものとして見込み、一方福祉型の利用人数と利用日数は、増加するものとして見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
短期入所 (医療型)	利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用日数(人日/月)	0	0	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	利用人数(人/月)	4	2	3	4	5	6
	利用日数(人日/月)	34	32	91	121	152	182

【日中活動系サービス：見込量確保のための方策】

- 広く障害福祉制度の周知を行うなど障害福祉サービス等の利用促進に努めます。
- サービス事業者との連携を密にし、円滑なサービス提供の確保に努めます。
- 身近な地域に必要な日中活動の場を確保するため、事業者の参入を促進し、サービス提供体制の確保に努めます。
- 地域で暮らし続けるための支援体制を維持し、適切なサービスを提供するため、サービス提供の担い手となる介護・福祉人材の養成・確保に努めます。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。

【サービス見込量の考え方】

ニーズ調査では、利用したいサービスにおいて、「自立生活援助」の利用希望が少なからずあることから、今後、利用希望があるものと想定し、一定数を見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	利用人数（人/月）	-	-	-	1	1	1

(2) 共同生活援助（グループホーム）

サービス名	内容
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住宅に入居している障がいのある人に、主に夜間において、その住居で行われる入浴、排せつ又は食事の介護等の必要な支援を行うサービスです。
日中サービス支援型	重度の障がい者等に対して、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況等に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等を行うサービスです。

【サービス見込量の考え方】

ニーズ調査では、利用したいサービスにおいて、「グループホーム（仲間との共同生活）」の回答が多く、地域生活への移行ニーズの高さが伺え、また、これまでの利用実績や現在の利用者数や、施設入所から地域生活への移行者数を勘案し、利用人数は増加していくものとして見込みます。なお、利用人数の見込量には日中サービス支援型共同生活援助の見込量も含まれます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
共同生活援助（グループホーム）	利用人数（人/月）	56	56	60	73	79	84

(3) 施設入所支援

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受ける事業です。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことです。

【サービス見込量の考え方】

現在の利用者の年齢や、居住地域におけるグループホーム等の整備状況及び市内の入所施設の動向を勘案し、令和5年度末時点の入所者数削減の目標値を見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設入所支援	利用人数(人/月)	46	44	44	35	35	35

【居宅系サービス：見込量確保のための方策】

- 広く障害福祉制度の周知を行うなど障害福祉サービス等の利用促進に努めます。
- サービス事業者との連携を密にし、円滑なサービス提供の確保に努めます。
- 市有施設および空き家情報の提供などを通じ事業者を支援するとともに、事業者の参入を促進し、グループホーム等の確保に努めます。
- 地域住民に対し障がいに対する理解を促し、サービスを利用しやすい環境の整備に努めます。

4 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス及び地域相談支援の利用を希望する人に対し、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス実施後は定期的にモニタリングを行うサービスです。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うサービスです。
地域定着支援	施設・精神科病院からの退所・退院や家族からの独立などにより、単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等において相談などの支援を行うサービスです。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績や現在の利用者数、障害福祉サービスの利用人数の推移等を勘案し、「計画相談支援」は今後増加していくものとして見込み、「地域移行支援」「地域定着支援」については、本計画期間中の新たな利用はないものとして見込みます。

【 サービス見込量 】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	利用人数(人)	135	129	145	151	157	163
地域移行支援	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0

【 相談支援：見込量確保のための方策 】

- 相談支援事業者との連携を密にし、円滑なサービス提供の確保に努めます。
- セルフプランに基づいてサービスを利用している人に対し、計画相談支援の利用を推進するとともに、身近な地域で必要な相談支援が受けられる体制を確保するため、事業者の参入を促進するなど、市内事業者への働きかけを行うなどサービス提供体制の確保に努めます。

第5章 地域生活支援事業の見込みと確保策

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容
理解促進研修 ・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、地域住民が障がいのある人への理解を深めていくことができるよう、研修や啓発を行います。

【サービス見込量の考え方】

広く市民や事業者に対して、障がいのある人とその障がい特性についての正しい理解を深めていくための事業等について、実施を継続するものとして見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類	実績		見込	計画		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

広報やホームページなどを通して、新しい制度や福祉サービス利用に関する情報提供等を充実させるとともに、周囲の方からの配慮を必要としている方々に対しヘルプカード・マークを配布し制度の普及を推進することで、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人とその家族、地域住民等による地域における福祉活動、ボランティア活動等、自発的な取組みを支援します。

【サービス見込量の考え方】

障がいのある人やその家族・地域住民等による自発的な活動を促進するため、本計画期間内に実施するものとして見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類	実績		見込	計画		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自発的活動支援事業	無	無	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

町内会、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等の関係団体と協働し、交流会等の活動の場の確保や後援による後方支援などにより、地域福祉活動促進のための支援を行います。

(3) 相談支援事業

サービス名	内容
相談支援事業	障がいのある人や家族等の介護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、サービスの利用援助等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止や早期発見ができるよう、関係機関との連絡調整や権利擁護等の援助を行います。

【サービス見込量の考え方】

「相談支援事業」については、引き続き直営の1か所での実施を見込みます。

「基幹相談支援センター等機能強化事業」及び「住宅入居等支援事業」については、期間中の実施は見込みません。

【サービス見込量】

サービスの種類	実績		見込	計画		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無

【見込量確保のための方策】

それぞれの障がいの特性や複合的な課題のある相談に対応できるよう、関係機関やサービス事業所等を含めたネットワーク体制の充実を図ります。

また、虐待の防止やその早期発見に向けた関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助等を行うため、夕張市障害者自立支援協議会を協議の場としてより活性化させ、地域の実情等を踏まえた相談・見守り支援に当たります。

(4) 成年後見制度

サービス名	内容
成年後見制度	知的障がいのある人又は精神障がいのある人について、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図ります。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績と利用相談の状況を踏まえ、計画期間中の利用を見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類	実績		見込	計画		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度利用支援事業 (人/年)	0	0	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無	無	無	有

【見込量確保のための方策】

成年後見制度の利用を必要とする障がいのある人の把握に努めるとともに、制度について広く周知を図り、当該制度の利用を促進します。

また、法人後見が実施可能な法人の確保や市民後見人の養成を含めた後見支援体制の整備について関係課と協議し、検討を進めていきます。

(5) 意思疎通支援事業

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、障がいのある人とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、円滑な意思疎通を図ります。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績を踏まえ、「手話通訳者派遣事業」については計画期間中の利用を見込みます。

「手話通訳者設定事業」および「手話奉仕員養成研修事業」については、期間中の実施は見込みません。

【サービス見込量】

サービスの種類	実績		見込	計画		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
手話通訳者派遣事業（件／年）	0	0	1	1	1	1
手話通訳者設定事業（人／年）	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業（人／年）	0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための方策】

対象者の把握に努め、事業の周知を行うとともに、引き続き公益財団法人北海道ろうあ連盟への委託により、手話通訳者派遣事業を継続します。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績などを踏まえ、排泄管理支援用具については今後も継続的に増加していくものとして見込みます。他の用具類についてはほぼ横ばいの推移を見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類	実績		見込	計画		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
介護・訓練支援用具（件／年）	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具（件／年）	0	1	2	1	1	1
在宅療養等支援用具（件／年）	2	0	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具（件／年）	1	1	0	1	1	1
排泄管理支援用具（件／年）	504	532	560	590	624	660
在宅改修費（件／年）	1	1	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるよう、障がいの特性に合わせた適切な給付に努めます。

また、引き続き手帳の新規取得者等に対し、交付時に制度の周知を図ります。

(7) 移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障がいのある人及び児童について、外出を支援します。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績及び新型コロナウイルスによる社会全体における外出行動の消極化傾向を踏まえ、令和2年度見込みの数量規模での継続を見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
移動支援事業	利用人数(人/月)	4	5	5	5	5	5
	利用日数(時間/月)	35	25	8	8	8	8

【見込量確保のための方策】

障がいのある人のニーズに応じて、事業者の参入促進など実施体制の確保に努めるとともに、制度の周知を図り利用の促進に努めます。

(8) 地域活動支援センター事業

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人の創作的活動・生産活動の機会を提供することで、自立と社会参加を促進します。

【サービス見込量の考え方】

地域活動支援センターの利用人数の推移等から、横ばいで推移していくものとして見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域生活支援センター事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用日数(人/月)	1	2	2	2	2	2

【見込量確保のための方策】

地域活動支援センターの安定した運営を引き続き支援するとともに、広く事業内容を周知し、その利用を促進します。

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を提供することにより、障がいのある人の家族等介護者の就労及び一時的な休息を支援します。

【サービス見込量の考え方】

障がいのある人の居場所として、ニーズが増えてきていることから、利用者の増加を見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
日中一時支援事業	実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	利用人数 (人/月)	9	9	15	25	25	25

【見込量確保のための方策】

障がいのある人や家族のニーズに応じて、事業者の参入促進など実施体制の確保に努めるとともに、制度の周知を図り利用の促進に努めます。

第6章 障がい児支援

障がい児支援には、障害児通所支援、障害児相談支援及び障害児入所支援があり、障害児通所支援、障害児相談支援は市が、障害児入所支援は道が実施主体となっています。

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

サービス名	内容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績や現在の利用者数等を踏まえ、令和3年度以降における1か月の利用人数と利用日数は、横ばいで推移していくものとして見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	利用人数(人/月)	3	2	1	1	1	1
	利用日数(人日/月)	7	9	8	8	8	8

(2) 医療型児童発達支援

サービス名	内容
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行うサービスです。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績や現在の利用者数等を踏まえ、本計画期間中の利用はないものとして見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
医療型児童発達支援	利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用日数(人日/月)	0	0	0	0	0	0

(3) 放課後等デイサービス

サービス名	内容
放課後等 デイサービス	就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績や現在の利用者数、関係機関等への相談状況を踏まえ、令和3年度以降における1か月の利用人数と利用日数は、増加すると見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
放課後等 デイサービス	利用人数(人/月)	16	14	22	25	28	31
	利用日数(人日/月)	248	179	242	300	336	372

(4) 保育所等訪問支援

サービス名	内容
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。

【サービス見込量の考え方】

ニーズ調査では、現在相談している内容として「発達の状況」のほか、「行動上の問題」、「身辺自立」「コミュニケーションの課題」という回答が多いことから、潜在的な支援ニーズはあると考えられるため、サービス提供体制の確保に努め、計画期間中の利用を見込むこととします。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保育所等 訪問支援	利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	1
	利用日数(人日/月)	0	0	0	0	0	1

(5) 居宅訪問型児童発達支援

サービス名	内容
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるように、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

【サービス見込量の考え方】

現在、市内で居宅において支援が必要な障がいのある児童がいないため、計画期間中の利用は見込みません。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用日数(人日/月)	0	0	0	0	0	0

(6) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービス名	内容
コーディネーター	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

【サービス見込量の考え方】

「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」において検討される「市の医療的ケア児の支援体制のあり方」における、コーディネーターの配置について検討します。

【サービス見込量】

サービスの種類	実績		見込	計画		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
コーディネーターの配置数	-	-	-	0	0	1

【障害児通所支援：見込量確保のための方策】

- サービス事業者や関係機関等との連携を密にし、円滑なサービス提供の確保に努めます。
- 事業の拡充を促進し、サービス提供体制の確保に努めます。

2 障害児相談支援

サービス名	内容
障害児相談支援	障がいのある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

【サービス見込量の考え方】

児童通所支援の利用人数の推移等を勘案し、横ばいで推移していくものとして見込みます。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績		見込	計画		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障害児相談支援	利用人数（人）	1	0	1	1	1	1

【障害児相談支援：見込量確保のための方策】

- 夕張市近郊の相談支援事業者との連携を密にし、円滑なサービス提供の確保に努めます。
- 市内に障害児相談支援事業所がないため、事業者の参入を促進するとともに、市内事業者への働きかけを行うなどサービス提供体制の確保に努めます。

第7章 障がい福祉計画の推進体制

1 市民参加と協働の推進

地域における保健や福祉を充実するためには、民生委員・児童委員、地域団体、社会福祉協議会、ボランティアなどによる支援や協力がとても重要です。このため、障がい者福祉のためのボランティアの育成・充実に努めるとともに、地域団体相互の連携や、障がい者団体、行政との連携を強化し、市民と行政が協力して、障がいのある人のニーズを反映したサービス提供に努めるとともに、障がい当事者の参加の推進を図ります。

また、この計画は、障がいのある人が地域で自立した暮らしができるように必要な支援を行うと同時に、障がいのある人を取り巻く環境を整備していかうとするものです。したがって、障がいのある人を取り巻く市民すべてが計画の対象者となります。障がいのある人、関係機関・団体、サービス提供事業者はもちろん、広く市民にこの計画を理解してもらうことが必要であることから、市の広報、ホームページ等を通じ周知を行います。

2 計画の推進と評価

(1) 市内の推進体制

生活支援・保健・医療・教育・就労・生活環境など幅広い分野で障害者施策を総合的かつ効果的に推進するため、市内の関連部署と連携を緊密にした推進体制を整備します。

(2) 団体・事業者との連携

社会福祉協議会、サービス事業所、障がい者団体等との連携と協力のもと、計画の推進を図ります。

また、計画の総合的な推進に向け、夕張市障害者自立支援協議会において、年度ごとに計画の評価を行います。必要に応じて、施策の具体的な推進方法や見直しについて協議を行います。

(3) 広域的な連携

障がいのある人やその家族が利用する障害福祉サービスは、市内だけでなく、近隣市町をはじめ広範囲にわたっています。そのため、関係する行政機関、社会福祉法人、団体等との連携を強化し、施設の広域的な活用や事業の共同推進など必要な対応を行います。

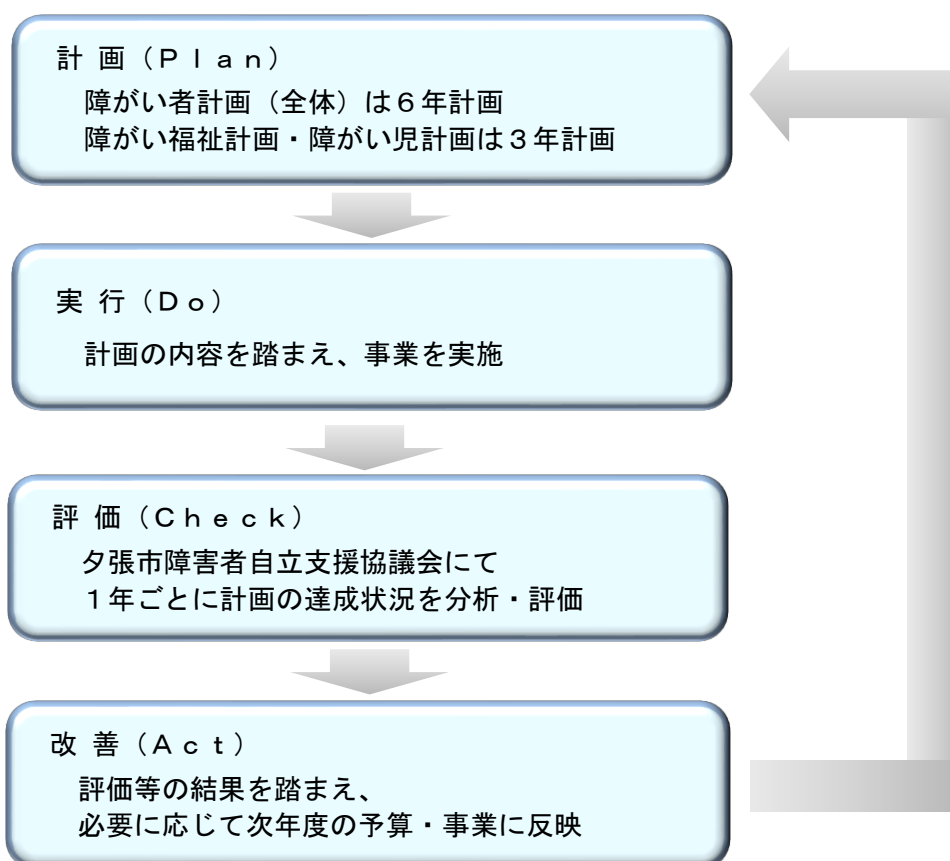
また、国や道との密接な連携を進め、行財政上必要な措置についても要請していきます。

(4) PDCAサイクルの活用

本計画の実施状況の点検と進行管理においては、障がいのある人や関係団体及びサービス事業所の代表、市関係部局の担当で構成される夕張市障害者自立支援協議会を活用し

ながら行います。

また、国の基本指針においてP D C Aサイクルに沿って障がい福祉計画を見直すことが規定されたことを受け、本計画においても、設定した目標値を各年度で確認し、評価・検討したうえで、施策や指標の見直し、精査等に活かします。目標に達成しない場合は、その課題等についても検討し、対応を図ります。





夕張市

第3次夕張市障がい者計画・

第6期夕張市障がい者福祉計画・第2期夕張市障がい児福祉計画

令和3年3月

発行 夕張市

編集 夕張市生活福祉課

〒068-0492

北海道夕張市本町4丁目2番地

TEL 0123-52-1059 FAX 0123-52-0638

ホームページ <https://www.city.yubari.lg.jp/>